

令和7年7月18日

文化審議会の答申 ～選定保存技術の選定及び保持者の認定等～

文化審議会（会長 ^{しまたに} 島谷 ^{ひろゆき} 弘幸）は、7月18日（金）に開催された同審議会文化財分科会の審議・議決を経て、別紙のとおり選定保存技術の選定及び保持者の認定等について、文部科学大臣に答申しましたので、お知らせします。

この結果、官報告示の後に、選定保存技術の選定件数は88件、保持者数は64名、保存団体数は40団体となる予定です。

詳しくは、別紙の資料「Ⅰ. 答申内容」「Ⅱ. 解説」「Ⅲ. 参考」を御覧ください。

<担当> 文化庁文化財第一課

課 長

三輪 善英 （内線 9701）

課長補佐

林 真太郎 （内線 9703）

主任文化財調査官（芸能部門）

吉田 純子 （内線 9709）

審議会係主任

安井 絵美 （内線 9718）

電話：075-451-4111（代表）

075-451-9718（直通）

(別紙)

I. 答申内容

1. 選定保存技術の選定及び保持者の認定

年齢は令和7年7月18日現在

選定保存技術	保 持 者		
名 称	氏 名	生年月日(年齢)	住 所
(無形文化財等関係)			
のうがくおおつづみ かわ せいさく 能楽大鼓(革)製作	き むら やす し 木村 泰史	昭和36年1月18日 (満64歳)	奈良県奈良市

Ⅱ. 解説

〔 1. 選定保存技術の選定及び保持者の認定〕

(無形文化財等関係)

1 のうがくおおつづみ 能楽大鼓 (革) 製作 かわ せいさく 木村 泰史 き むら やす し

「能楽大鼓（革）製作」は、昭和51年5月4日に選定保存技術に選定されたが、令和4年10月22日、保持者の逝去により選定が解除された。今回、改めて選定するとともに、木村氏をその保持者として認定するものである。



(木村 泰史 氏)



(製作中の木村氏)

(1) 選定保存技術の選定について

①名称

能楽大鼓（革）製作

②選定保存技術の概要

能楽大鼓は、笛、小鼓、太鼓とともに能楽の囃子を構成する楽器の1つである。能楽大鼓の革は、馬皮を鉄製の輪に張って縫い留めたもので、製作には、原皮の質を見極め、革の張り加減を調整する熟練した技術が求められる。

革は演奏前に火で焙じるため、消耗が甚だしく、定期的に新調する必要がある。その一方で、能楽実演家の減少により需要が低下していることから、革製作の後継者の育成が難しく、技術の継承が危ぶまれるため、早急に保護の措置を講ずる必要がある。

(2) 保持者の認定について

①保持者

氏 名 木村 泰史

生年月日 昭和36年1月18日（満64歳）

住 所 奈良県奈良市

②保持者の特徴

同人は、家業である能楽大鼓（革）製作の技術を長年の修業により体得し、かつ、これに精通しており、その技術は斯界から高い評価を得ている。また後進の指導・育成に尽力し、技術の継承に寄与している。

③保持者の概要

同人は、祖父の代から能楽大鼓の革製作を家業とする木村家の次男として生まれ、幼い頃から父・木村幸彦（昭和51年選定保存技術「能楽大鼓（革）製作」保持者）の仕事を見て育った。木村家の革は、「奈良革」と呼ばれ、能楽堂での演奏に適した、柔らかく深みのある音色に定評があり、長年にわたり数多くの能楽実演家の舞台を支えてきた。同人は、平成13年頃から本格的に父の下で修業を開始し、2年ほど兼業しながら技術を習得した後、革製作に専念するようになった。

以来、伝来の技法をよく体得し、令和4年に家業を継承した後も、質の高い革を供給し続け、斯界からの厚い信頼を得るとともに、後進の指導・育成にも尽力している。

以上のように、同人は、能楽大鼓（革）製作の技術を正しく体得し、かつ、これに精通している。

④保持者の略歴

10代の頃から原皮の仕入れ作業を手伝う

平成13年頃 父・木村幸彦の下で能楽大鼓の革製作を始める

令和4年 家業を継承（現在に至る）

(3) 備考

同分野の既認定者・既認定団体

(死亡解除)

き むら ゆきひこ
木村 幸彦 (昭和51年5月4日選定・認定～令和4年10月22日選定・認定解除)

Ⅲ. 参考

1. 選定保存技術の選定及び保持者等の認定制度

文化財保存のために欠くことのできない伝統的な技術又は技能で保存の措置を講ずる必要があるものを選定保存技術として選定し、その技を保持している個人又は技の保存事業を行う団体を保持者又は保存団体として認定。

2. 選定・認定までの手続き

毎年１回、有識者により構成される文化審議会の専門調査会における専門的な調査検討を受けて、文化審議会の答申に基づき、文部科学大臣が選定保存技術の選定と保持者や保存団体の認定を行っている。

3. 「選定保存技術」の選定件数と「保持者」及び「保存団体」の認定数について

区分	選定保存技術(件)	保持者数(人)	保存団体数(団体)
選定・認定前	87	63	48(40)※
今回の選定・認定	1	1	-
選定・認定後	88	64	48(40)※

※保存団体には重複があるため、()内は実団体数

4. 「文化財保存技術保存事業費国庫補助」について

選定保存技術保持者及び保存団体には、文化財保存技術保存事業費国庫補助として以下の経費を補助している。

保 持 者：伝承者の養成、技術・技能の錬磨等のための経費として
1人当たり年間約110万円
(伝承者の養成に特に必要な場合は追加補助)

保 存 団 体：伝承者の養成、技術・技能の錬磨等のための事業実施に必要な経費